

日本工業教育経営研究会（略称・工経研）会則
Japan Association for Industrial Education（JAIE）

平成3年7月 6日制定
平成4年7月 4日改正
平成6年7月 9日改正
平成9年7月12日改正
平成11年7月10日改正
平成12年7月 8日改正
平成18年7月 8日改正

名 称

第一条 本会は、日本工業教育経営研究会（以下・工経研と呼ぶ）と称する。

第二条 本会の本部は、東京都文京区湯島1-1-10かくたビルに置く。

第三条 本会は、全国に8支部（北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中四国、九州）を設けて運営に当たる。

目的・事業

第四条 本会は、工業科を設置する高等学校における学校経営向上のための研究・実践を目的とする。

第五条 本会は、前条の目的の達成を目指し、次の事業を行う。

1. 工業教育の経営に関する研究
2. 総会、研究会、講演会の開催
3. 機関誌の発行等、会員への情報提供
4. その他必要な事業

会 員

第六条 会員は、原則として工業科を設置する高等学校の教員とする。ただし、この会の趣旨に賛同して入会を希望する者はこれを妨げない。また、会員は同時に日本工業技術教育学会会員の資格を有するものとする。

第七条 会員は、年額5,000円の会費を納入する。ただし、本会に会費を納入した者は日本工業技術教育学会の会費を納入しなくてよい。

第八条 本会の目的及び事業を賛助する賛助会員を置くことができる。

第九条 賛助会員の年会費は、一口20,000円とする。

役員・組織

第十条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----|
| 1 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 評議員 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |
| 顧 問 | 若干名 |

会長及び副会長は、理事会において理事の中より互選する。

- 2 理事は、総会において会員の中より選出する。また、監事・顧問は会員の中より会長が委嘱する。

- 3 任期は原則として2年とする。

第十一条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、本会の業務を処理する。

第十二条 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ、本会に対し必要な事項について助言を行う。

第十三条 会長は本会を代表し、会務を総理する。また、会員総会及び理事会を召集して、その議長となる。

第十四条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第十五条 監事は本会の会計を監査する。

運 営

第十六条 本会に事務局を置き、会長が委嘱した会員をもって構成し、本会の事務を行う。

第十七条 各支部に、本部に準じた役員並びに組織を設ける。

- 第十八条
- 1 本会は、毎年一回、定期総会を開催する。
 - 2 理事会が必要とみとめたとき、または会員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。
 - 3 総会における決定は、出席会員の過半数の賛成による。

第十九条 本会の事業及び会計の年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第二十条 本会の解散及び会則の変更は、理事会または正会員の3分の1以上の提案により、総会に出席した正会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

第二十一条 各支部ごとの研究会は、随時開催できる。